

定 款

一般社団法人益田サイバースマートシティ創造協議会

一般社団法人益田サイバースマートシティ創造協議会

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人益田サイバースマートシティ創造協議会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を島根県益田市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、スマートシティ（家庭、ビル、交通システム等をITネットワークで繋ぎ、ICTその他のテクノロジーを導入、活用することによって、環境負荷を抑えながら、地域でエネルギーを有効活用する次世代型の社会システムをいう。以下同じ。）に関する製品等の規格及び仕様、LPWAその他の通信技術を活用した広域ネットワークに関するIoTプラットフォーム等の関連技術及び関連製品の開発を行い、これらの普及及び導入の促進を広く国内外の産業界に提唱し、もって、国内における地方創生及び国外における新興国の発展に資することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) スマートシティ及びその関連技術に関する各種活動の企画、開発及び支援
- (2) スマートシティ、その関連技術及び関連製品に関する情報の交換及び教育並びにその管理
- (3) スマートシティ及びその関連技術に関する各種団体との交流及び協力
- (4) 各都市との連携に関する連絡体制の構築及び情報提供サービス並びにこれらに関するコンサルティング
- (5) 個人及び団体が行う各種活動に関する支援及び参加
- (6) その他当法人の目的を達成するために必要な一切の事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、社員の議決権の3分の2以上の同意を得るものとする。

(社員の資格喪失)

第6条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 総社員の同意があったとき。
- (5) 除名されたとき。

(退社)

第7条 社員はいつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第8条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反する等の除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

第3章 社員総会

(社員総会)

第9条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第10条 社員総会の招集は、理事会の決議をもってこれを決定し、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第11条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第12条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第13条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第14条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員等

(役員の設定等)

第15条 当法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上20名以内

監事 1名以上3名以内

2 理事のうち、1名以上を代表理事とすることができる。

(理事の資格)

第16条 各理事について、当該理事及び当該理事の配偶者又は3親等以内の親族その他の当該理事と次の各号に掲げる関係のある者である理事の合計数の理事の総数のうちに占める割合は、3分の1以下でなければならない。

(1) 当該理事の配偶者

(2) 当該理事の3親等以内の親族

(3) 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

(4) 当該理事の使用人

(5) 前各号に掲げる者以外の者で当該理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの

(6) 前3号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は3親等以内の親族

(選任)

第17条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

(理事の職務権限)

第18条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、当法人の業務の執行を決定する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事会はその決議をもって、代表理事以外の理事の中から、業務を執行する理事を定めることができる。

(監事の職務権限)

第19条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第 20 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

4 補欠として選任された監事の任期は、前任者の残任期間とする。

(解任)

第 21 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第 22 条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第 23 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

第 5 章 理事会

(構成)

第 24 条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 25 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 当法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第 26 条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 27 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 9 6 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 28 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第 6 章 計算

(事業年度)

第 29 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までの年 1 期とする。

第 7 章 基金、残余財産の処分等

(基金の拠出)

第 30 条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

(残余財産の処分等)

第 31 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議により、公益社団法人、公益財団法人、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 1 7 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 当法人は、剰余金の分配を行わない。